

利用者（被保険者）

◎要介護認定申請書の提出  
(市役所のほか、地域包括支援センターや居宅  
介護支援事業所でも可能です)

高齢者あんしん課 介護認定係

訪問調査

認定調査員が訪問し、本人の心身の状態をお聞きします。

主治医の意見書

主治医に医学的な意見を求めます。(市から依頼します)

コンピュータによる一次判定

介護認定審査会による審査判定（二次判定）

認定

要介護

要介護 1  
要介護 2  
要介護 3  
要介護 4  
要介護 5

介護サービス  
を利用できます

要支援

要支援 1  
要支援 2

介護予防サービス  
を利用できます

非該当

地域支援事業  
を利用できます

一次予防事業対象者のサービス  
すべての高齢者が対象  
二次予防事業対象者のサービス  
地域包括支援センターが  
選んだ高齢者が対象